

議案第71号

静岡市清水駅東口クライミング場条例の一部改正について

静岡市清水駅東口クライミング場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市清水駅東口クライミング場条例の一部を改正する条例

静岡市清水駅東口クライミング場条例（平成15年静岡市条例第130号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第6条関係）

			時間区分	午前	午後	夜間
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	1,530円	2,040円	1,530円	
		生徒等及び70歳以上の者	780円	1,040円	780円	
		その他の場合	7,650円	10,200円	7,650円	
個人利用（入場1回につき）		一般	330円			
		生徒等及び70歳以上の者	170円			

別表備考1中「専用利用」を「専用利用」に改め、同表備考2中「生徒等」を、「生徒等」に改め、同表備考3中「一般」を「一般」に改め、「生徒等」の次に「及び70歳以上の者」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。